

地方公務員等共済組合法施行規程第 104 条第 2 項第 4 号に規定する主務大臣が定める方法 概要

総務省自治行政局福利課

1. 概要

(1) 制定の趣旨

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の一部及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和 6 年内閣府・総務省・文部科学省令第 5 号）の施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号。以下「地共済法施行規程」という。）第 104 条第 2 項第 4 号に規定する主務大臣が定める方法を制定する。

(2) 告示の内容

- 地共済法施行規程第 104 条第 2 項第 4 号に規定する主務大臣が定める方法は、当分の間、次に掲げるものとする。
 - ア 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）とともに、組合から通知された資格情報通知書を提示する方法
 - イ 個人番号カードとともに、情報提供等記録開示システムを通じて取得した保険資格に係る情報を提示する方法
 - ウ 利用者証明用電子証明書の発行を受けた者が、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了してから満了する日の属する月の末日から 3 月を経過するまでの間において、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から個人番号カード（利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を用いた本人確認を受けた上で、組合に対し、組合員又はその被扶養者（以下「組合員等」という。）の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から組合員等であることの確認を受ける方法
- ア～ウの方法により組合員等であることの確認を受けることができるのは、電子資格確認が実施できなかった場合に限る。

2. 公布日等

公布日：令和 6 年 11 月 29 日

施行日：令和 6 年 12 月 2 日